

日銀業第356号  
2019年5月15日

取 扱 機 関  
取りまとめ参加者 御中  
中途換金取りまとめ参加者

日 本 銀 行

「個人向け国債の事務取扱い等に関する規則」の一部改正に関する件

国債募集発行事務等取扱手数料の領収証書を2019年5月支払分から廃止すること（「領収書の一部廃止に関するお知らせ」（2019年3月29日付日銀業第300号））に伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2019年5月20日から実施することとしましたので通知します。

以 上

「個人向け国債の事務取扱い等に関する規則」中一部改正

○ 第4条第5項の次に次の第6項を加える。

6. 取扱機関（第8条第2項または第3項後段の規定による指定参加者への委託をしている間接参加者取扱機関にあつては、当該指定参加者）は、前項の規定により支払を受けた募集発行事務取扱手数料の金額を確認し、これに異議がある場合には、当該支払を受けた日から10営業日以内に、日本銀行に書面により異議の申立てを行う。当該申立てを行わなかった場合には、当該募集発行事務取扱手数料の金額について日本銀行に対抗することができない。

○ 第5条第2項の次に次の第3項を加える。

3. 取扱機関（第8条第2項または第3項後段の規定による指定参加者への委託をしている間接参加者取扱機関にあつては、当該指定参加者）は、前項の規定により支払を受けた中途換金事務取扱手数料の金額を確認し、これに異議がある場合には、当該支払を受けた日から10営業日以内に、日本銀行に書面により異議の申立てを行う。当該申立てを行わなかった場合には、当該中途換金事務取扱手数料の金額について日本銀行に対抗することができない。

○ 第7条第5項の次に次の第6項を加える。

6. 募集取扱機関（第8条第2項または第4項の規定による指定参加者への委託をしている間接参加者取扱機関である募集取扱機関にあつては、当該指定参加者）は、前項の規定により支払を受けた募集発行事務取扱手数料の金額を確認し、これに異議がある場合には、当該支払を受けた日から10営業日以内に、日本銀行に書面により異議の申立てを行う。当該申立てを行わなかった場合には、当該募集発行事務取扱手数料の金額について日本銀行に対抗することができない。